

東京都の気候変動対策

～わが国初のCO₂総量削減義務と
排出量取引制度の導入～



東京都環境局

平成20年第2回都議会定例会 環境確保条例の改正 可決 (2008年6月25日)



東京における導入の意義

1. 我が国初のCO₂総量削減義務と 排出量取引の導入

～世界レベルの施策の導入

原単位ではなく、総量の削減
自主参加型ではなく、義務的制度
ベースライン&クレジットではなく、
キャップ&トレード

東京における導入の意義

2. オフィスビルをも対象とする 世界初の都市型キャップ&トレード

- ・ E U E T S の対象 : 発電所、石油精製、製鉄、セメントなどのエネルギー多消費施設
- ・ 米国 R G G I の対象 : 火力発電所

東京における導入の意義

3. 我が国の社会経済状況に適合した 日本型の総量削減義務制度の 具体化

- ・省エネ技術の活用による
自らの事業所での削減を重視
- ・短期ではなく、中長期での削減義務の履行

東京における導入の意義

4. 幅広い経済界の理解と賛同を得ての削減義務の導入

- ・ 都内企業の高い支持

東京商工会議所の会員アンケート

(反対5%、評価66%)

- ・ 我が国の代表的な大手デベロッパー、百貨店・ホテル業界、主要なメーカー、エネルギー産業等の理解を得ての条例提案

→ 他の地方自治体、
国レベルでの導入への道を拓いたもの

大規模事業所への「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入」(概要)

2002(平成14)年度から開始している

「地球温暖化対策計画書制度(環境確保条例)」の改正

- ・2008年6月25日 平成20年第2回東京都議会 改正条例案可決
- ・2008年7月 2日 改正条例 公布
- ・2008年度末(予定) 規則等制定
- ・2010年4月 1日 削減義務の開始

1. 対象事業所

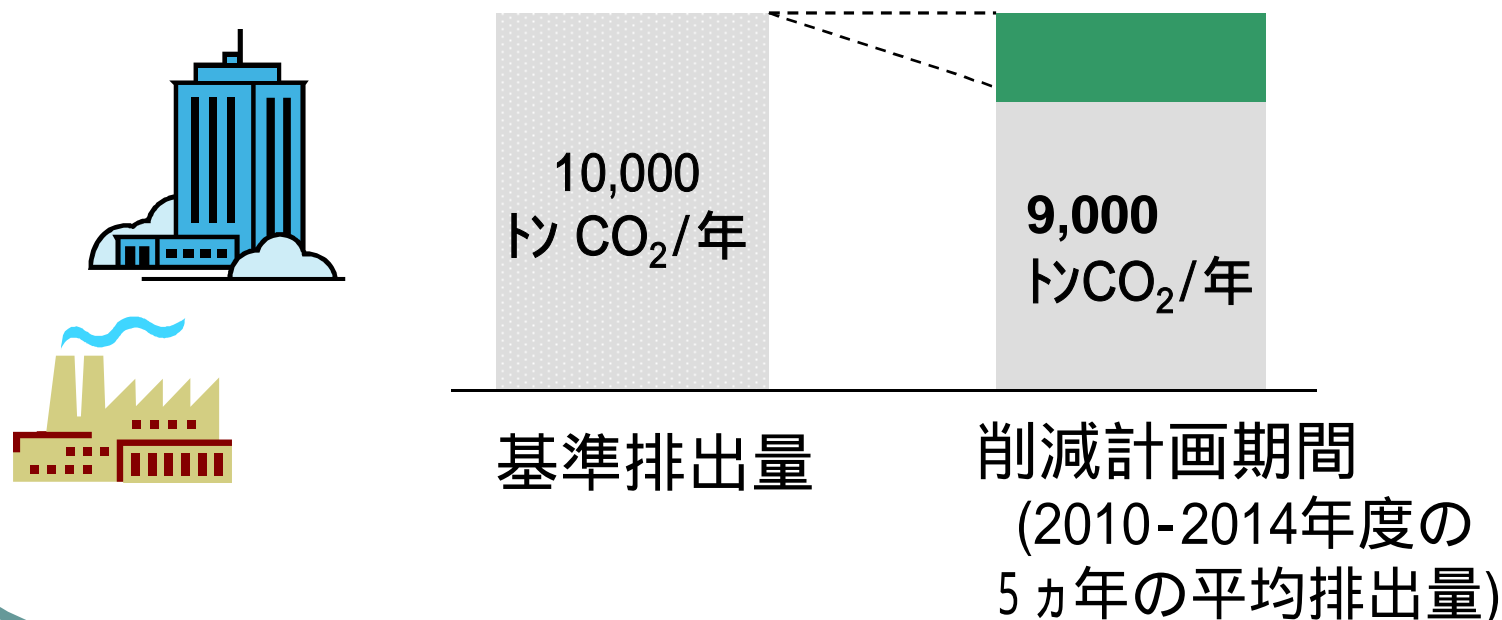
- 対象となる施設：温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所
燃料、熱及び電気の使用量が、
原油換算で年間1500 kℓ以上の事業所
(現行「地球温暖化対策計画書制度」の対象を基本)
- 削減義務者：対象となる事業所の所有者
(原則)

2. 削減義務の内容

- 削減義務の対象ガス：燃料・熱・電気等の使用に伴って排出されるCO₂ (特定温室効果ガス)

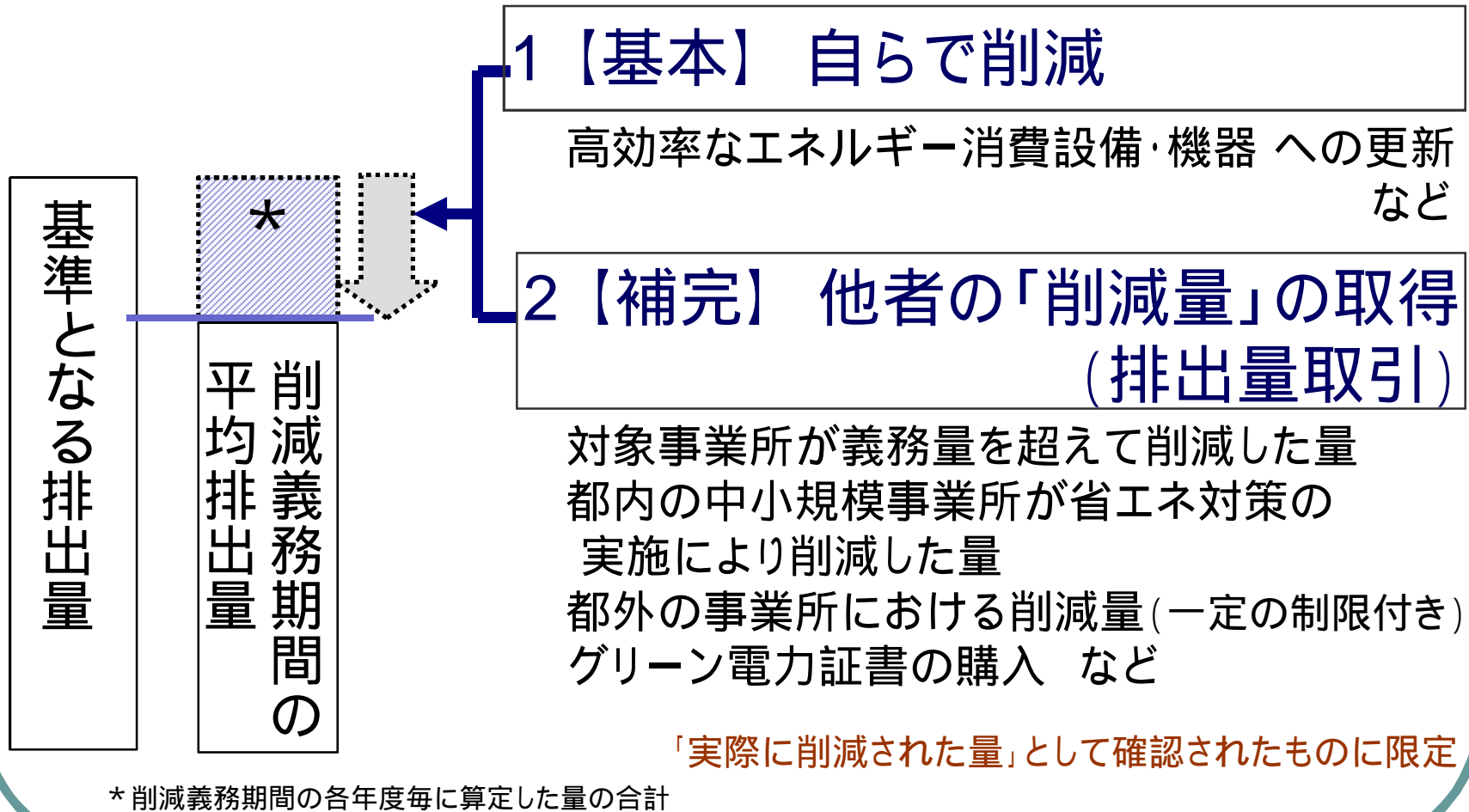
(例) 一般的な事業所の場合

例えば、10%義務、とした場合



* 第1計画期間の場合

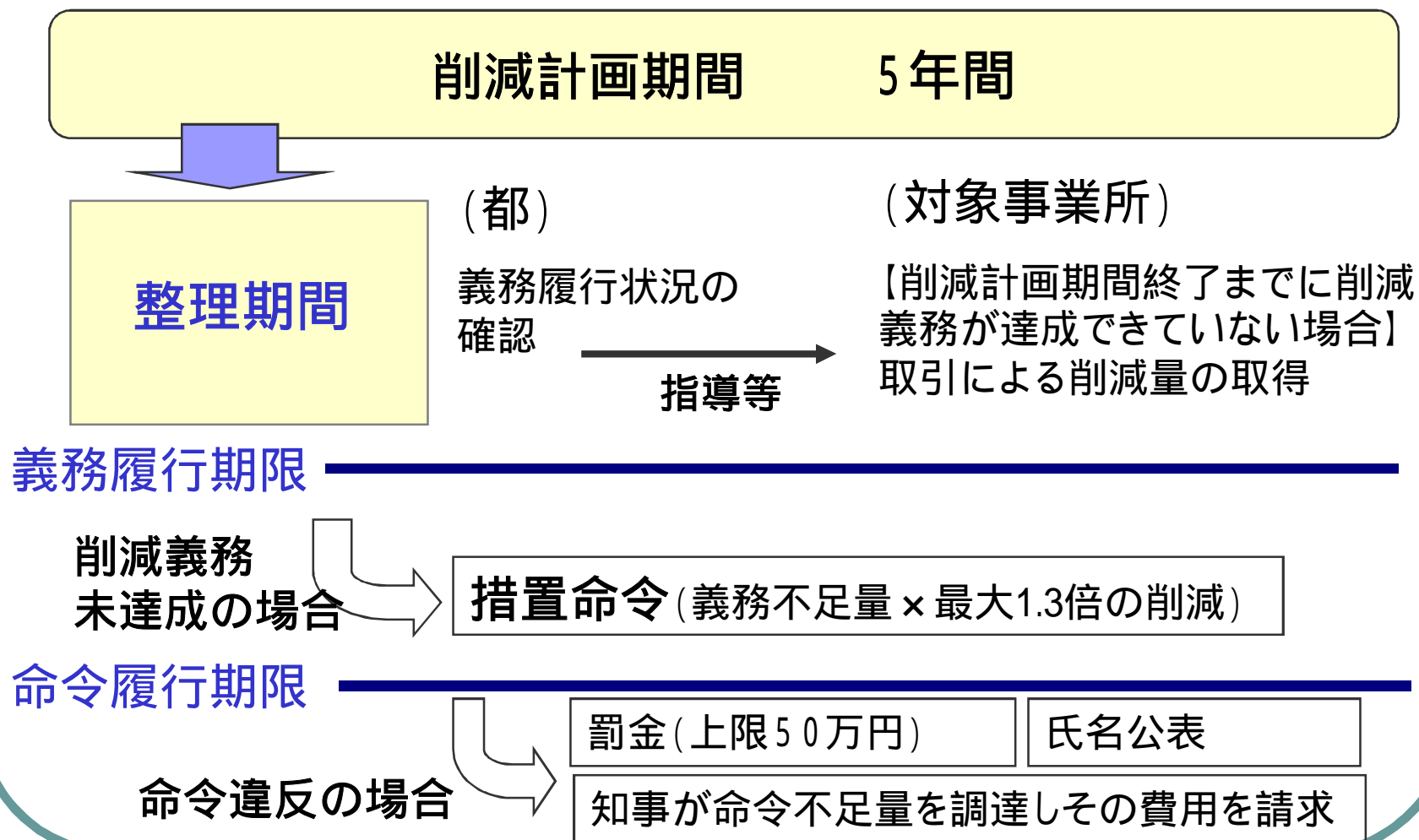
3. 削減義務の履行手段



4.削減計画期間

- 削減計画期間：5年間
(例) 第一計画期間:2010～2014年度
第二計画期間:2015～2019年度
- 毎年度、前年度の温室効果ガス排出量を
知事へ報告
排出量の報告に際しては、知事の登録を受けた
検証機関の「検証」を受けることが必要

5.実効性の確保



なぜ、総量削減義務が必要なのか

～なぜ、自主的取組だけでは不十分なのか

1. 削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくす
2. 省エネを現場スタッフの努力から、
トップマネジメントの課題に
3. 義務化により、削減コストを明確な経営経費に
～省エネに経営資源を投入することが競争上の不利にならない条件
4. CO₂排出総量が減らなければ、
気候変動の危機は回避できない
～原単位削減対策だけでは決定的に不十分

なぜ、東京は導入することができたのか

1. 導入をめざす明確な意志と戦略の存在

- ・石原知事の明確な意思とリーダーシップ
- ・昨年6月以来、1年間での条例化を目指した東京都の戦略的取組

なぜ、東京は導入することができたのか

2. 公開の場での徹底した政策論争の展開

～ステークホルダー・ミーティングでの活発な議論

- ・導入への異論、懸念に対する都の見解を明確に表明
- ・EUETSに関する様々な誤解の解明
 - 経済界の中にも都のめざす削減義務への理解が広がる

なぜ、東京は導入することができたのか

3. これまでの経験と実情を踏まえた制度の設計

- ・「地球温暖化対策計画書制度」の運用によるデータ、ノウハウの蓄積
- ・東京の事業者の意見を踏まえた柔軟な制度設計
～ 総量削減義務の前提はしっかりと踏まえつつ

なぜ、東京は導入することができたのか

4 . 東京の経済界・企業と、 都との信頼関係

- ・これまでの制度運用実績など、都の環境行政への信頼
- ・東京の経済活力維持とCO₂削減の両立をめざす都のスタンスへの信頼
- ・東京の企業自身の環境問題への鋭敏性

全国の自治体と連携し、 地方から温暖化対策の強化を

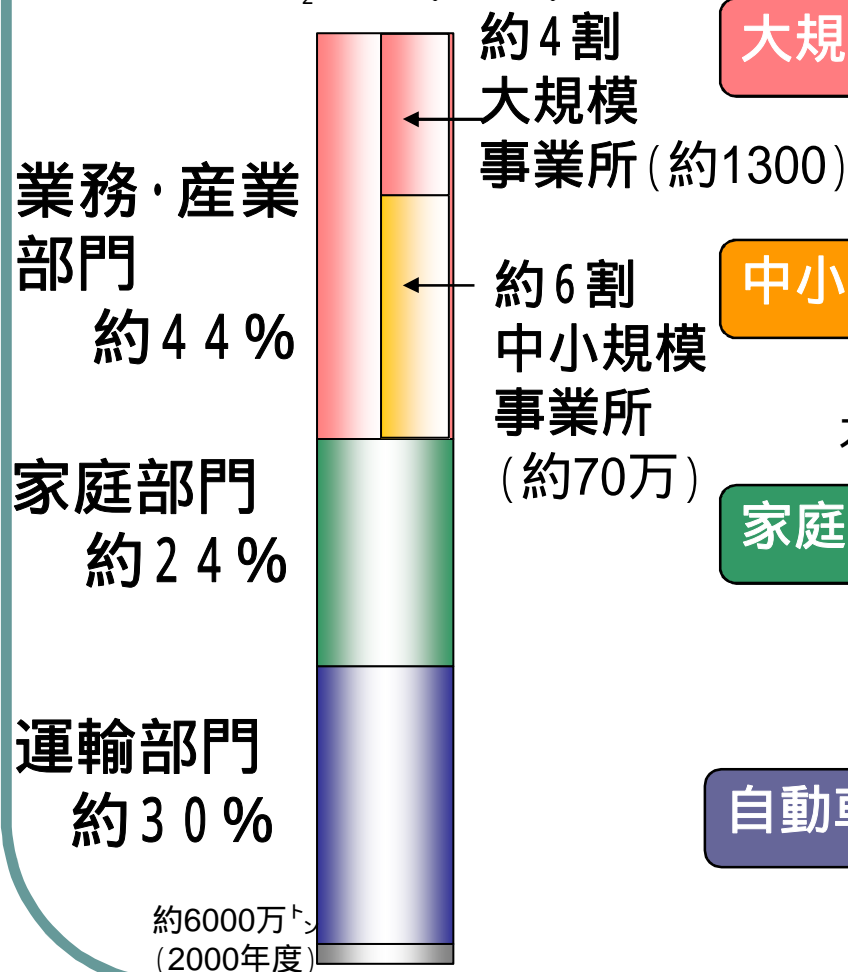
* 8月1日、都庁において 制度説明会 & 条例化セミナーを開催

～ 全国都道府県及び政令指定都市の政策担当者を
主な対象に

- 総量削減義務と排出量取引制度の詳細説明
～ 対象事業者説明会に同席
- 条例化の経緯の説明
- 経済界との議論の詳細説明
- 東京都の気候変動対策の全体像
～ 特に、家庭や都市づくりにおける新たな施策の展開

都内全体で取り組む温暖化対策

都CO₂排出量（部門別）



大規模事業所への「総量削減義務」の導入

中小規模事業所の省エネを支援

工場・ビル等での、冷暖房用設備などの更新を、大規模に進める。

家庭の節電・省エネを進める

節電の徹底 高効率給湯器の設置を進める
100万kWソーラー（太陽光・太陽熱）の利用
住宅の省エネ改修の推進

自動車交通の燃費を向上

エコドライブの推進
共同配送の推進など

着実に「2020年2000年比 25%削減」へ



首都東京の企業と行政、NGO・都民が 連携して取組む先駆的な温暖化対策

東京都環境局HP <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>